

建築物飲料水水質検査業

物的基準	① 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 ② フレームレス原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 ③ イオンクロマトグラフ ④ 乾燥器 ⑤ 全有機炭素定量装置 ⑥ pH計 ⑦ 分光光度計又は光電光度計 ⑧ ガスクロマトフー質量分析計 ⑨ 電子天秤又は化学天秤
------	---

検査室	● 水質検査を的確に行うことのできる検査室を有すること ① 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 ③ ドラフトチャンバーが設置されていること。 ④ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。 ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。 ⑥ 天秤台など必要な部分に防震装置が施されていること。
-----	---

人的基準	《水質検査実施者》	
	資格の種類	提出する書類
	● 学校教育法に基づく大学等において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	○ 卒業証明書 ○ 実務従事証明書
	又は	
	● 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	○ 衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し ○ 実務従事証明書
	又は	
	● 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	○ 卒業証明書 ○ 実務従事証明書
又は		
● 技術士	○ 技術士登録証の写し	
又は		
● 学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	○ 卒業証明書 ○ 実務従事証明書	
※実務経験とは、水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務をいう。		

水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること

●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準
(平成14年厚生労働省告示第117号)第4

- ① 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同表の下欄に掲げる方法により行うこと。
- ② 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- ③ 水質検査の結果を5年間保存すること。
- ④ 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- ⑤ 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- ⑥ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

※業務を他の者に委託する場合

あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者^(注)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①、②、④及び⑤に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、検査結果の保存は自ら実施すること。

- ⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(注)建築物維持管理権原者:建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの